第十四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　地方農政局の地域センター（取りまとめ地域センターを除く。）の長、北海道農政事務所の地域センターの長及び沖縄総合事務局の農林水産センターの長は、第十二条第二項の規定により送付された月別調査に係る調査票（以下「月別調査票」という。）の内容を収録した電磁的記録を作成し、電子情報処理組織を使用して取りまとめ地域センター等の長に送付しなければならない。

第十五条第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「結果に」を「集計結果に」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「提出した」を「送付した」に、「結果に」を「集計結果に」に、「提出する」を「送付する」に改め、同条第四項中「提出された」を「送付された」に改める。

第十六条の見出しを「（電磁的記録の保存）」に改め、同条第一項中「ものの内容を収録した」及び「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を削り、同項第一号中「から第三項まで」を「、第三項及び第四項」に、「送付され、又は提出された」を「送付された」に改め、「月別調査票」の下に「の電磁的記録」を加え、同項第二号中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に、「提出され、」を「送付され、」に、「の結果」を「の集計結果」に、「提出された」を「送付された」に改め、「基礎調査全国結果表」の下に「の電磁的記録」を加え、同項第三号中「第十四条第二項及び第三項」を「第十四条第三項及び第四項」に、「送付され、又は提出された」を「送付された」に、「の結果」を「の集計結果」に、「提出された月別全国結果表及び年間全国結果表」を「送付された全国結果表の電磁的記録」に改め、同条第二項中「地方農政事務所長等は、第十四条第二項」を「取りまとめ地域センター等の長は、第十四条第三項」に、「結果」を「集計結果」に改める。

（作物統計調査規則の一部改正）

第十三条　作物統計調査規則（昭和四十六年農林省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「くらべて」を「比べて」に改め、同条第六項から第八項までを次のように改める。

6　この省令において「統計職員」とは、地方農政局、北海道農政事務所又は沖縄総合事務局の職員であつて、調査の事務に従事する者をいう。

7　この省令において「実査機関」とは、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センター（農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）第二百二十四条第三号の規定により地方農政局長の指定する区域にあつては地方農政局、同令第三百十四条第三号の規定により北海道農政事務所長の指定する区域にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては沖縄総合事務局の農林水産センター）をいう。

8　この省令において「取りまとめ地域センター」とは、都府県庁所在の市（特別区を含む。）に置かれる地方農政局の地域センターをいう。

第八条第一項中「センターの職員」を「統計職員」に改め、「統計調査員」の下に「（次条第一項に規定する統計調査員をいう。次項第一号において同じ。）」を加え、同条第二項第一号中「センターの職員」を「統計職員」に改め、同項第二号中「センター長」を「実査機関の長」に改め、同条第三項第一号中「センターの職員」を「統計職員」に改め、同項第二号及び第三号中「センター長」を「実査機関の長」に、「センターの職員」を「統計職員」に改め、同条第四項第一号及び第二号並びに第五項第一号から第三号までの規定中「センターの職員」を「統計職員」に改め、同項第四号中「センター長」を「実査機関の長」に改め、同条第六項中「センター長」を「実査機関の長」に、「センターの職員」を「統計職員」に改める。

第九条第二項中「センター長」を「実査機関の長」に改める。

第十条第一項中「センター長」を「実査機関の長」に、「提出しなければ」を「送付しなければ」に改め、同条第二項中「センターの職員」を「統計職員」に、「提出」を「送付」に改める。

第十二条第一項を次のように改める。

実査機関の長は、第十条の規定により実査機関の長に送付された調査票及び統計職員が作成した調査票に基づき、調査の区分ごとに、集計を行うとともに、報告書を作成しなければならない。

第十二条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「地方農政事務所長」を「取りまとめ地域センターの長」に、「第二項」を「第三項」に改め、「又は提出」を削り、「結果を」を「集計結果を」に、「提出しなければ」を「送付しなければ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「結果及び第二項」を「集計結果、第三項」に、「結果を」を「集計結果及びこれらに係る調査票の内容を収録した電磁的記録を作成し、」に、「都道府県別結果表及び第二項」を「都道府県別結果表及び第三項」に、「提出された」を「送付された」に、「提出しなければ」を「送付しなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第二項」に、「結果に」を「集計結果（地方農政局長又は北海道農政事務所長が実査機関の長である場合にあつては、第一項の規定により集計を行つた結果を含む。）に」に、「同項」を「第二項」に、「提出されたセンター長報告書」を「送付された報告書（地方農政局長又は北海道農政事務所長が実査機関の長である場合にあつては、第一項の規定により作成した報告書を含む。）」に、「の作成を行わなければ」を「を作成しなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「地方農政事務所長」を「取りまとめ地域センターの長」に、「結果に」を「集計結果（取りまとめ地域センターの長が実査機関の長である場合にあつては、第一項の規定により集計を行つた結果を含む。）に」に、「結果を」を「結果及びこれらに係る調査票の内容を収録した電磁的記録を作成し、」に、「同項」を「前項」に、「提出されたセンター長報告書」を「送付された報告書（取りまとめ地域センターの長が実査機関の長である場合にあつては、第一項の規定により作成した報告書を含む。）」に、「提出しなければ」を「送付しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　地方農政局の地域センター（取りまとめ地域センターを除く。）の長、北海道農政事務所の地域センターの長及び沖縄総合事務局の農林水産センターの長は、前項の規定により集計を行つた結果及びこれに係る調査票の内容を収録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成し、電子情報処理組織を使用して地方農政局長（取りまとめ地域センターが置かれている都府県にあつては取りまとめ地域センターの長、北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下この項において同じ。）に送付するとともに、前項の規定により作成した報告書を地方農政局長に送付しなければならない。

第十三条中「前条第四項又は第五項」を「前条第五項又は第六項」に、「結果及び同条第四項又は第五項」を「集計結果及び同条第五項又は第六項」に、「提出された」を「送付された」に改める。

第十四条中「結果の」を「都道府県別の集計結果の」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十五条第一項中「農林水産大臣は、」の下に「第十二条第五項の規定により送付された調査票の内容を収録した電磁的記録及び」を加え、「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を削り、同条第二項中「地方農政事務所長等」を「地方農政局長、取りまとめ地域センターの長、北海道農政事務所長及び沖縄総合事務局長」に、「第十二条第二項又は第三項」を「第十二条第三項又は第四項」に、「結果を」を「集計結果を」に、「同条第二項又は第三項」を「同条第三項又は第四項」に改め、同条第三項中「センター長は」を「実査機関の長は」に、「これら」を「同項」に、「センター長報告書」を「報告書」に改め、「、調査票その他の関係書類を農林水産大臣が定める期間を経過する日まで」を削る。

（卸売市場法施行規則の一部改正）

第十四条　卸売市場法施行規則（昭和四十六年農林省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条を削り、第三十二条の二を第三十二条とし、第三十二条の三を第三十二の二とする。

別記様式第四号から別記様式第八号までを削る。